【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】　　　　　　 　 【参考資料５－４M】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

（指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定小規模多機能型居宅介護事業〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。  指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　前６項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月10日茨木市条例第46号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　△△△  （２）所在地　茨木市○○町○番○号　○○ビル〇階  （従業者の職種、員数及び職務内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　　１名（常勤職員）  管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。  （２）介護支援専門員　　○名（常勤○名、非常勤○名）  介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成に当たる。  （３）介護従業者　　○名  （常勤○名、非常勤○名。非常勤のうち○名は看護師）  介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。  看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。  （営業日及び営業時間等）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　　365日  （２）営業時間　訪問サービス　24時間  通いサービス　○時から○時まで  宿泊サービス　○時から○時まで  （登録定員及び利用定員）  第７条　事業所における利用定員は次のとおりとする。  （１）登録定員　　　○○名  （２）通いサービス　○○名  （３）宿泊サービス　　○名  （指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容）  第８条　指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、次のとおりとする。  （１）通いサービス　事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。  （２）宿泊サービス　事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。  （３）訪問サービス　利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。  ２　サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。  （利用料等）  第９条　指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。  ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。  （１）事業所から片道おおむね○キロメートル未満　○○円  （２）事業所から片道おおむね○キロメートル以上　○○円  ４　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。  朝食○○円、昼食○○円、夕食○○円  ５　宿泊費については、１泊につき○○円を徴収する。  ６　おむつ代については、○○円を徴収する。  ７　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。  ８　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ９　指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  10　法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第10条　通常の事業の実施地域は、茨木市とする。  （サービス利用に当たっての留意事項）  第11条　利用者は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （緊急時等における対応方法）  第12条　指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第13条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。  （衛生管理等）  第14条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。  （苦情処理）  第15条　指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護［指定介護予防小規模多機能型居宅介護］に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （運営推進会議）  第16条　事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。  ２　運営推進会議は利用者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者等により構成するものとする。  ３　運営推進会議の開催はおおむね２月に１回以上とする。  ４　運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。  （虐待防止に関する事項）  第17条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第18条　施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  ２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。  （２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。  （３）介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。  （個人情報の保護）  第19条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第20条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。  ５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附 則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。  この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・所在地は、丁目、番、号を正確に記載してください。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。  ・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。（交通費を徴収しない場合は記載不要）  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。ただし、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも実施地域内に含めてください。  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  （令和３年４月１日改正）  ・虐待防止に関する事項は、令和６年４月１日より義務化されています。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |